

茨木市交通安全推進団体事業交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市内の交通安全推進団体に対し、市が交付金を交付することにより交通安全対策に関する事業を促進し、もって総合的な交通安全の推進を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2 交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 交通安全啓発に関する事業
- (2) 交通安全教育に関する事業
- (3) 交通安全指導に関する事業

(交付対象経費)

第3 交付の対象経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 事務費
- (3) 報償費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 教材教具費
- (7) 通信運搬費

(交付対象の団体)

第4 交付金の交付を受けることのできる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 「交通事故をなくす運動」 茨木市推進本部
- (2) その他市長が適当と認める団体

(交付金の交付申請)

第5 交付金の交付を受けようとするものは、茨木市交通安全推進団体事業交付金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と

認めたものについて予算の範囲内において交付金を決定し、申請者に対し茨木市交通安全推進団体事業交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（交付金の交付請求）

第7 第6の交付金決定通知書を受けたものは、茨木市交通安全推進団体事業交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、交付金の交付を請求しなければならない。

（交付金の交付）

第8 市長は、第7の規定による交付金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に交付金を概算払により交付する。

（変更の申請等）

第9 交付金の交付を申請したものは、交付金の交付決定通知後において当該事業計画等の内容を変更しようとするときは、第5に準じて茨木市交通安全推進団体事業交付金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、茨木市交通安全推進団体事業交付金交付変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 前項の交付金変更承認通知書を受けたものは、第7に準じて変更承認に係る補助金の交付を請求しなければならない。

（実績報告）

第10 交付金の交付の決定を受けたものは、事業年度の終了後、茨木市交通安全推進団体事業交付金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき交付金の額を確定し、茨木市交通安全推進団体事業交付金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（交付金の精算）

第12 第11の交付金確定通知書を受けたものは、当該交付金について、精算の手続きを行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市交通安全推進団体事業交付

金精算追加分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返納しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、交付金の執行の適正を期し、交付事業の円滑な推進を図るため、その職員に交付対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第14 交付金の交付を受けたものは、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 交付金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第15 交付金の交付を受けたものは、当該事業に関する書類及び帳簿等を、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（交付の取消し等）

第16 市長は、交付金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、交付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により交付金を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第17 市長は交付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年2月17日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の第15の規定は、令和8年2月17日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。

様式第1号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市交通安全推進団体事業交付金交付申請書

茨木市交通安全推進団体事業交付金の交付を次のとおり申請します。

- 1 交付対象事業
- 2 交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書

様式第2号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者

茨木市交通安全推進団体事業交付金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市交通安全推進団体事業交付金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市交通安全推進団体事業交付金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業交付金を次のとおり請求します。

1 交付対象事業

2 金 額

様式第4号

年 月 日

(申請先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市交通安全推進団体事業交付金交付変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市交通安全推進団体事業交付金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 交付対象事業
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 変更前交付決定額
- 5 変更後交付申請額
- 6 差引増減額

様式第 5 号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者

茨木市交通安全推進団体事業交付金交付変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市交通安全推進団体事業交付金は、次の条件を付けて変更承認します。

条 件

1	交付決定額	円
	変更増減額	円
	変更交付決定額	円

2

年 月 日

茨木市長



様式第 6 号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者

茨木市交通安全推進団体事業交付金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業
の年度が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 交付対象事業
- 2 交付金交付決定額
- 3 交付金精算額
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 収支決算報告書

様式第7号

茨木市指令 第 号

所在地
団体名
代表者

茨木市交通安全推進団体事業交付金確定通知書

年 月 日付け茨木市交通安全推進団体事業実績報告書を審査の結果、
交付金を次のとおり確定します。

- 1 交付金交付決定額
- 2 交付金確定額
- 3 交付金差引額

年 月 日

茨木市長



様式第8号

年 月 日

(報告先) 茨木市長

所在地
団体名
代表者名

茨木市交通安全推進団体事業交付金精算追加分交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知をのあった事業交付金精算追加分を次のとおり請求します。

- 1 交付対象事業
- 2 交付金交付決定額 (概算額)
- 3 交付金確定額
- 4 精算追加分請求額